

指 定 管 理 者 管 理 運 営 状 況 検 証 調 書 ①

令和8年7月13日

施 設 名	坂出緩衝緑地（番の州球場を除く）	所在地	坂出市番の州公園5番地外
施設所管課	香川県交流推進部交流推進課	施設所管課 連絡先	交流施設活性化グループ 087-832-3359
指定管理者名	五栄カイリク株式会社	指定期間	令和4年4月1日～ 令和9年3月31日

1 指定管理者が行う業務

委託業務の内容	①施設の維持管理に関すること。（駐車場の夜間閉鎖に関する ことを含む。） ②その他施設の管理運営に必要な事項 ③自主事業	県からの 委託料	令和4年度 52,000,000円 令和5年度 52,000,000円 令和6年度 46,155,000円 令和7年度 49,960,670円 令和8年度 50,383,180円
---------	---	-------------	---

2 施設の利用状況等

（単位：人）

利用者数 （稼働率）		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
	7年度	61	1569	77	67	55	62	75	941	58	49	63	63	3,140
	6年度	126	1593	88	60	37	69	79	1,243	83	46	68	63	3,555
	5年度	143	641	92	59	42	79	99	1,696	64	54	59	71	3,099
	4年度	193	97	103	62	62	74	67	1,606	61	50	60	72	2,507
※当施設は24時間無料で開放された施設であり、個人利用者の把握が困難であることから、団体利用、自主事業の参加者数又はアンケート 回答数を基に計上した。 ※4,5年度は東大浜緑地を含む。														

利用料金収入 （使用料）		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
	年度													
	年度			指定管理者が直接利用料金を徴収することはありません。										
	年度													
	年度													

3 利用者からの意見への対応

利用者意見の 把握方法	①自主事業（イベント、G.セミナー）でのアンケート調査。 ②公式HPにて、お問い合わせフォームやアンケートフォームを設置。 ③巡回時や作業時に利用者からの声掛けによる意見・要望の聴取。 ④来所、電話、FAX、郵便等による意見・要望の受け付け。
----------------	--

利用者からの積極的な評価	
【HP内設置のアンケートフォームの回答から抜粋】 ①R4年5月 落葉を堆肥にしたり、伐採した木を上手に利用したり、広い園内のお手入れが行き届いて感心しました。 ②R6年5月 きれいなお花や緑に囲まれて散歩していてもリラックスできて、とても大好きな公園です。きれいに管理して いただいております。 ③R7年11月 パラやアジサイなど楽しみに行ってます。プールがあるから知っています。お花見の桜もきれいですよ ね。海も見えるので、落着きます。	
【自主事業（イベント、G.セミナー）にて配布したアンケートの回答から抜粋】 ①R6年4月 今日は素敵なイベント(かけっこ教室)を開催していただきありがとうございます。天気も良く、子供たちが楽し そうに動いていました。なかなか子供たちが楽しそうに運動している姿を見る機会がないので、参加して良かったと思いま した。 ②R6年12月 （セミナーに参加して）お世話してくれた関係者の皆様が、大変優しく丁寧な接客でうれしかったです。	

利用者からの苦情・要望	対応状況
R4年5月 決まった時間に複数で園路いっぱい広がって 歩いている人達がいる、避けてくれず迷惑しているの で、対応して欲しい。（ハガキ）	指摘のあった時間帯に巡回し、巡回中に見つけた場合は声掛けをす るとともに、注意喚起の掲示を行った。
R6年5月 緑地に隣接する住民から、緑地から住宅内に 害虫が入ってくるので対応して欲しい。（電話及びメー ル）	住宅周辺の緑地に殺虫剤を散布した。
R7年8月、10月 公園内を散策する人から、スズメバチ の巣があり危険であるので対応して欲しい。（来所）	注意看板を設置し周辺を立入禁止にするとともに、直営や専門業者に 依頼して巣を撤去した。

4 管理運営状況の評価

項 目	細項目	指定管理者による自己評価	施設所管課の評価	人事課の 評価
適正な管理運営の確保の状況	利用許可	① 利用者が平等、かつ公平に利用出来るように心がけ、対応している。 ② 指定管理者において許可は行っていないが、利用者から管理事務所に利用の相談があった際には県交流推進課と協議し、占用や行為の許可が必要と思われるものは同課と相談するよう案内している。	指定管理者において許可は行っていないが、相談段階での連絡、実施時の現場での確認、実施後の報告を適宜行っている。	S
	建物・設備の保守点検及び維持管理	①整備後、約50年を経過した建物や設備であるため、毎日2回の日常点検と週1回の随時点検等により異常などの早期発見を心がけている。 ②異常が発見された場合には、速やかに専門業者に連絡し、対応している。 ③電気、給排水設備並びにポンプ室については、委託する専門業者による年一点検を行っており、点検結果に基づき早期に対応すべき事象であるか否かの報告説明を受け、対応策を講じている。 ④樹根が園路のアスファルト舗装やグレーチングの下に侵入し、樹根の生長と共に舗装面を隆起させ、置き転倒の危険に繋がることから、必要と判断した箇所の舗装を改修している。	日常点検や随時点検により、異常などの早期発見、早期対応を行うことにより、経費節減や快適な公園利用に繋がっている。 電気設備やポンプ等の定期点検結果を踏まえ早期に対応を行っている。 仕様書を上回る水準で剪定、刈込等を継続してきた結果、見通しが良くなり、不法投棄が減少するなど、快適な公園利用に繋がっている。 事故防止のため、植栽に起因する路面の異常についてほぼ毎年補修を行うなど、安全な公園利用に資する取り組みを実施している。	
	安全性の確保	①利用者の安全性の確保のため、安全マニュアルや緊急時の体制マニュアル等を整備し、管理業務にあたっている。 ②令和5年8月に坂出消防署においてAED等を使用した救命入門コースを事務所スタッフ及び作業員全員が受講し、救命救急の方法を学んだ。 ③日々のKYシートによる危険個所の確認やツールボックスミーティング、月1回の安全会議等において、諸作業時の安全について説明や指示をしている。 ④令和6年9月に関東地方の都市公園でイチョウの枝が落下し、付近にいた男性が死亡する事故が発生したので、これを受けて園路上に落ちる危険のある垂れ下がった枝や枯枝、折れ枝を集中的に除去した。 ⑤今期は指定管理者に起因する人身事故は発生していない。	緊急時にAEDを迅速に活用できるよう、スタッフ研修会において全員が救命講習を受講し、資格を取得している。 緊急時の連絡体制の構築に加え、研修会や安全会議、日々のミーティングにおいて、作業時の安全確保を職員に周知するなど、適切な安全管理が行われている。 公園内の職員巡視、パトロールを日常的に実施しており、樹木による事故を未然に防ぐよう、選定・除去が行われている。 指定管理者の責に起因する事故は発生していない。	
	物品・備品管理	①番の州公園に設置している県からの貸付物品(大型吸殻入れ3基)については、適正に管理し、毎年管理状況を県交流推進課に報告のうえ、同課に確認を受けている。	適切に管理し、物品管理状況を県へ報告している。	

法令等の遵守等	法令等の遵守	①都市公園法・県都市公園条例に従って業務を遂行している。 ②その他、農薬取締法など、業務に直接関係する法令にも則っている。 ③再委託する業務の範囲は最小限とし、再委託にあたっては県の承認を得ている。	指定管理業務の実施に当たり、必要な関係法令を遵守できている。再委託に当たっては事前に県の承認を得ている。	A	A
	職員配置	①申請書や事業計画書に沿って社員を配員して業務を遂行している。 ②利用者の利便性や安全性の確保のため、年末年始(12月29日～1月3日)を除く毎日、社員を常駐させている。 ③社員の休日については、同勤務ローテーション表の通りとし、管理事務所不在時には夜間を含め転送電話にして連絡が取れるようにしている。	申請書及び事業計画書のとおり、各業務に必要な職員を配置している。		
	緊急時の体制	①緊急時に備えた「緊急時災害対策マニュアル」に基づき、対策組織を確立し、本社⇄管理事務所⇄関係機関への連絡と連携を執るようにしている。 ②緊急時の体制として「連絡系統」を事務所内に掲示し、速やかに対応できるようにしている。 ③「緊急時の初動対応チェックシート」を管理事務所に備えており、万が一の場合の迅速な処理が出来るようにしている。 ④自動体外除細動器（AED）を管理事務所廊下に設置しており、全スタッフが使用方法の講習を受講している。 ⑤防災対策への取り組みとして、平成23年3月の東北地方での大地震による大津波の被害を教訓に、毎年ハザードマップにより避難経路を確認し、利用者等が安全に避難できるように備えている。 ⑥利用者の事故に対応するため、平成18年度から継続して施設賠償責任保険に加入している。	緊急時の対応マニュアルや連絡体制が整備されており、管理事務所に初動対応チェックシートを備えるなど、緊急時に迅速に対応できる体制が整っている。		
	県の指示事項への対応	①協定書、並びに各指示事項に従って迅速に対応している。 ②詳細な説明を要する事項については訪庁し説明している。	県からの指示事項に対して迅速に対応できしており、施設管理におけるトラブル等の県への報告も適切に行われている。		
	個人情報の保護	①県の「個人情報保護条例」のほか、当社で「個人情報取扱規程」を定めており、個人情報の適正な取扱のため、当規程、個人情報の保護に関する関係法令及び協定書で定められる個人情報取扱特記事項を遵守して、個人情報の取得・保管・廃棄を適切に行っている。 ②取得した個人情報を記載した書類は施錠できるロッカーに保存している。 ③個人の住所や氏名等の個人情報が記載された各種セミナーやイベントの参加申込書については、セミナー等の終了後に速やかに裁断処理をしている。	個人情報は適切に管理されており、収集した個人情報については定期的にシュレッダー等により破棄されている。		
労働関係法令遵守の状況	労働関係法令	①当社就業規則のファイルを管理事務所にも設置し、社員の誰もが閲覧、確認できるようにしている。 ②36協定の締結と、労働基準監督署への届出を行っている。 ③社員全てが、年一回の健康診断を受診している。 ④その他、国が定める労働関係法令を遵守している。	就業規則を作成し、労働基準監督署へ届出を行っている。労働関係法令は遵守されている。	A	A

利用者サービスの維持向上の状況	利用者数の状況	①当施設は無料で24時間開放しているため、利用者数の正確な把握は難しいが、イベント等の際のアンケート調査や目視によりカウンターを使い入場者をカウントする等により、可能な限り利用者数の把握に努めている。 ②施設内にある番の州球場や隣接する多目的広場の利用については、所管する市生涯学習課から利用予定表の提供を受け把握している。 ③バラ祭り、木の実アート展、ガーデンセミナー等の自主事業の実施、利用者ニーズに合わせた施設の整備、草花や花木類の植栽等により利用促進に努めている。	施設の特性上、正確な利用者数は分からないが、可能な限り利用者数の把握に努めており、利用者数に応じた適切な対策を講じている。		
	利用促進	①現在の指定管理期間で実施した主な利用促進に向けた取組みは次のとおり ・世界三大花木の一つであるジャカランダの植栽 ・旅する蝶「アサギマダラ」を誘うスナビキソウの植付 ・車椅子目線で鑑賞できるアジサイロードの整備 ・トイレのブース交換等によるトイレのリフレッシュ ・車輛が駐車しやすくなるための駐車区画の拡大及び区画線の引き直し ・公園で遊んだ後の汚れた足を洗うための足洗い場の設置 ・期間イベント(バラ祭り、木の実アート展)の実施 ・ガーデンセミナー、子供向けスポーツイベント・環境イベントの実施 ②利用者の利便性の向上のため、年末年始以外は管理事務所に社員が常駐している。 ③ガーデンセミナーの申込や園芸相談、各種問合せ等はホームページにフォームを作り、事務所が不在の時間でも受け付け、社員が出動した際に速やかに対応している。	自主事業の継続的な実施や利用者ニーズに合わせた施設の整備などを積極的に行い利用促進が図られている。		
	各種事業・プログラムの内容	①ガーデンセミナー・ステップアップセミナー(年間8回～12回) ②番の州公園フォト(インスタグラムで写真を募集)(年1回) ③子供向けスポーツイベント、同環境イベント(年2～3回) ④バラ祭り(5月 約2週間) ⑤木の実アート展(11月 約1週間) ⑥地元作家のアート作品の展示(木の実アート展に合わせ展示) ⑦使用済み植木鉢の無料配布(通年) ⑧NPO法人等との協同作業(年2回) ⑨園芸相談(通年)	指定管理者の専門性や公園の特性・特徴を活かしたセミナーやイベントが多数開催されており、子供向けイベントの開催や、園芸愛好者向けのサービスなど、公園利用者のニーズに応じ、満足度向上や利用促進に繋がる取り組みが実施されている。	A	A

	利用者満足度調査	①セミナーやイベントの際には、参加者にアンケート調査を行うとともに、ホームページにアンケートフォームを設けている。 ②バラ祭りや木の実アートの際には回答者にはもれなく小物を渡したり、景品が当たる抽選を行うなど、より多くの方々にアンケートに回答いただけるよう工夫をしている。 ③アンケート結果は社内で共有するとともに、県にも送付して、頂いたご意見は施設の改善等に活かしている。	アンケート調査の結果や、公園利用者の声からも、利用者の満足度は高いと考えられる。		
	苦情等への対応	①苦情や要望があった際には、速やかに対応している。 ②指定管理者で判断が困難と思われる内容については県へ報告し、指示を仰いでいる。	苦情・要望等に対し適切に対応し、管理に反映するための取り組みも適切に行われている。		
	広報、PR、情報提供の実施	①学校、幼稚園、観光協会、宿泊施設等へのイベントチラシの配布 ②高松市、東讃地域を除く各自治体へ広報誌や地元フリーペーパーへの掲載依頼（毎月） ③報道各社への情報提供と取材対応 ④県道交差点付近に公園やイベントの横断幕を設置 ⑤ホームページやSNSによるイベントや花の見頃等の情報発信	チラシの配布やSNSでの発信など、積極的な情報提供が実施されている。		
収支の状況	経費節減の取組	①施設の大規模な修繕に至らないよう、日常点検や専門業者によるポンプ室、給排水設備、電気設備の年一点検を実施することで、異常箇所を早期に発見し、修繕費の軽減を図っている。 ②令和4、5年度で事務所の蛍光灯をLED灯に更新し、電気代の節減を図った。 ③中高木剪定作業で発生した剪定枝の幹枝は土止杭に、直枝は立杭に、曲枝は花壇の囲い丸太等に利用し、処分費の軽減を図っている。 ④令和6年度に樹木粉碎機を導入し、剪定枝の処分費の削減並びに粉碎した剪定枝をマルチング材として緑地に敷均すことで、雑草の繁茂を抑制し、草刈りの頻度の減少を図った。 ⑤令和4年度にキントーンを活用した作業日報等のデジタル化を行い、作業日報や報告書の作成、各種集計作業の省力化・効率化を行った。	施設の早期修繕による修繕費の節減、剪定枝の有効活用による処分費の節減など、各種経費の節減が図られている。	S	S
	収支の状況の把握	①本社経理部門において、経理システムで執行状況を把握するとともに、管理事務所においても光熱水費や修繕費等の主要な費目については補助簿を作成し、状況を把握している。	収支の状況を適切に把握している。		
	会計処理の状況	①指定管理業務に係る収入及び支出は別会計とし、当社の他部門と経理を区分している。	会計事務は、適切に行われている。		

《評価指標》 S：従前の管理水準や仕様書等に定める水準を上回っている。
A：従前の管理水準や仕様書等に定める水準を実施している。
B：従前の管理水準や仕様書等に定める水準を概ね実施しているが、一部改善を期待する部分がある。
C：従前の管理水準や仕様書等に定める水準を下回っている。

総 合 評 価	施 設 所 管 課 の 評 価		人事課の 評価
	緑地管理については、除草や刈込が仕様書を上回る頻度で行われており、緑地内の見通しが確保されていることや、樹木の剪定、夜間パトロール、施設の早期修繕を実施することで安全確保を図るなど、仕様書を上回る水準で管理が行われている。 公園利用者のニーズを踏まえた施設整備、ガーデンセミナーやバラ祭り、木の実アート展等の自主事業の実施や、公園HP・SNS、各自治体広報誌等での積極的な広報活動により利用促進に努めており、公園利用者数の増加が図られていると考えられる。	A	A

《評価指標》 S：適正であり、優れた実績をあげている。
A：適正である。
B：概ね適正であるが、一部改善を期待する。
C：改善が必要である。